

新潟県青少年健全育成条例施行規則

改正

昭和五十二年六月三日	規則第四十八号
昭和五十九年三月三十日	規則第四十一号
昭和六十年三月三十日	規則第三十八号
平成三年六月七日	規則第四十二号
平成五年三月三十一日	規則第二十九号
平成六年三月二十二日	規則第二十三号
平成八年三月二十九日	規則第二十七号
平成八年九月十三日	規則第六十九号
平成九年十二月二十六日	規則第一〇一号
平成十二年三月二十四日	規則第七号
平成十三年六月十五日	規則第七十五号
平成十四年三月二十九日	規則第二十一号
平成十六年三月三十一日	規則第五十七号
平成十六年十二月二十八日	規則第一三四号
平成十七年二月二十五日	規則第一十一号
平成十七年三月十九日	規則第三十一号
平成十七年四月一日	規則第九十二号
平成十七年五月一日	規則第一〇三号
平成十七年九月一日	規則第一一九号
平成十七年九月十六日	規則第二二四号
平成十八年三月三十一日	規則第二十四号
平成十九年十二月二十五日	規則第八十七号

(趣旨)

第一条 この規則は、新潟県青少年健全育成条例(昭和五十二年新潟県条例第六号。以下「条例」という。)の施行に伴い、必要な事項を定めるものとする。

(推奨及び指定の認定基準)

第二条 条例第十三条の規定による推奨並びに条例第十六条第一項、条例第十七条第一項、条例第十八条第一項及び条例第十九条第一項の規定による指定の認定基準については、別に定めるところによる。

(利用カード等販売機による販売の届出等)

第三条 条例第十五条の四第一項の規定による届出は、別記第一号様式により、利用カード等販売機により利用カード等を販売しようとする者の住民票の写し(外国人にあつては外国人登録証明書)の写し、法人にあつては登記事項証明書(を添えて行うものとする)。

2 条例第十五条の四第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (一) 利用カード等に係るテレホンクラブ等営業所の名称
- (二) 利用カード等販売機を設置する土地又は建物の所有者の

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)、住所及び電話番号

(三) 利用カード等販売機の設置場所付近の状況

3 知事は、第一項の届出を受理したときは、別記第二号様式による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

(利用カード等販売機による販売の変更等の届出等)

第四条 条例第十五条の四第一項の規定による届出事項の変更の届出は、別記第三号様式により行うものとする。この場合において、当該変更が、同条第一項第一号に掲げる事項(電話番号を除く。)であるときは利用カード等販売機により利用カード等を販売しようとする者の住民票の写し(外国人にあつては外国人登録証明書の写し、法人にあつては登記事項証明書)を添付するものとする。

2 条例第十五条の四第二項の規定による利用カード等販売機の使用の廃止の届出は、別記第四号様式により行うものとする。

3 前条第三項の規定は、前二項の届出について準用する。

(掲示及び表示)

第五条 条例第十五条の四第三項の規定による利用カード等販売機の表示は、別記第五号様式により行うものとする。

2 条例第十六条第三項の規定による観覧等制限興行の掲示は、別記第六号様式により行うものとする。

3 条例第二十二條の二第二項の規定による深夜における立入禁止の掲示は、別記第七号様式により行うものとする。

4 条例第二十二條の三第四項の規定による自動販売機等の表示は、別記第八号様式により行うものとする。

(措置命令)

第六条 条例第十七条第五項の規定により、販売等制限図書類の陳列の場所又は方法の変更その他必要な措置をとることを命ずるときは、別記第九号様式により行うものとする。

2 条例第十八条第六項の規定により、広告類の撤去、内容の変更その他必要な措置をとることを命ずるときは、別記第十号様式により行うものとする。

3 条例第二十三条第三項の規定により、販売等制限図書類又は販売等制限がんに具類の撤去その他必要な措置をとるときは、別記第十一号様式により行うものとする。

(観覧等制限指定の年齢の限定)

第七条 条例第十六条第一項の規定により、青少年の年齢を限定して観覧等制限興行の指定をする場合は、十五歳に達するまでの青少年を対象として行うものとする。

(販売等制限図書類等とする図書類等の内容)

第八条 条例第十七条第二項第一号に規定する規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ばかし、又は塗りつぶした写真又は絵を含む。)とする。

(一) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな状態で次のいずれかに該当するもの

ア 大たい部を開いた状態

イ 陰部、でん部又は胸部を誇示した状態

ウ 異性間又は同性間の愛ぶの姿態

エ 自慰の姿態

オ 排せつの姿態

カ 緊縛の姿態

(二) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

ア 性交又はこれを連想させる行為

イ 強かんその他のりよう辱行為

ウ 同性間の行為

エ 変態性欲に基づく行為

2 条例第十七条第三号に規定する規則で定める場面は、前項各号いずれかに該当するものを描写した場面(陰部を覆い、ばかし、又は塗りつぶしているものを含む。)とする。

(販売等制限図書類の陳列場所等)

第九条 条例第十四条第四項に規定する規則で定める場所は、販売等制限図書類を青少年に販売し、頒布し、交換し、貸し付け、見せ、又は聞かせることができない旨の表示をした容易に監視できる場所であつて、次の各号(同条第二項第四号に掲げるものを、同項第一号に掲げるものを掲載している部分が見える方法により陳列する場合にあつては、第一号又は第三号)のいずれかに該当するものとする。

(一) 青少年が自由に入出入りできないよう仕切られた場所

(二) 床面からおおむね一五〇センチメートル以上の高さにある場所

(三) 前二号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成を阻害するおそれがないと知事が認める場所

2 条例第十七条第四項ただし書に規定する規則で定める方法は、販売等制限図書類を青少年に販売し、頒布し、交換し、貸し付け、見せ、又は聞かせることができない旨の表示をした容易に監視できる場所において、次の各号のいずれかに該当し、かつ、同条第二項第一号に掲げるものを掲載している部分が見えない方法とする。

(一) 包装その他の方法により、閲覧できない状態にすること。

(二) 背表紙のみが見えるようにすること。

(三) 前二号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成を阻害するおそれがないと知事が認める方法

(販売等制限がんに具類とする特定がんに具類の内容)

第十条 条例第十九条第二項第一号に規定する規則で定める形状、構造又は機能は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (一) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状
- (二) 全裸又は半裸の人物(気体又は液体で膨張させると人形となるものを含む。)の形状
- (三) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造

(指定薬品等の範囲)

第十一条 条例第二十一条第四号で規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (一) トルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー(塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。)、接着剤及び塗料
- (二) パルビツール酸の化合物及びその製剤
- (三) プロムフレリル尿素及びその製剤
- (四) ジアルキルアミノアルキルフェノチアジン、その化合物及びそれらの製剤

第十二条 条例第二十一条の二第一項に規定する規則で定める営業は、個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させる営業とする。

(自動販売機等による図書類の販売の届出等)

第十三条 条例第二十二條の三第一項の規定による届出は、別記第十二号様式により、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (一) 自動販売機等により図書類又は特定がん具類を販売し、又は貸し付けようとする者の住民票の写し(外国人にあつては外国人登録証明書の写し、法人にあつては登記事項証明書(二) 自動販売機等管理者を置くときは、その者の住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)及びその者が当該自動販売機等に係る自動販売機等管理者となることを承諾することを証する書類

第十四条 条例第二十二條の三第一項第七号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (一) 自動販売機等を設置する土地又は建物の所有者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)、住所及び電話番号
- (二) 自動販売機等の設置場所付近の状況
- (三) 知事は、第一項の届出を受理したときは、当該届出に係る届出書に受理番号を記入して、当該届出書の写しを当該届出をした者に交付するものとする。

(自動販売機等による図書類の販売の変更の届出等)

第十四条 条例第二十二條の三第三項の規定による届出事項の変更の届出は、別記第十三号様式により行うものとする。この場合において、当該変更が、次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (一) 条例第二十二條の三第一項第一号に掲げる事項(電話番号を除く。)(二) 条例第二十二條の三第一項第五号に掲げる事項の変更(自

動販売機等管理者の変更に係るものに限る。)(前条第一項第一号に掲げる書類

(三) 条例第二十二條の三第一項第五号に掲げる事項(電話番号を除く。)(の変更)自動販売機等管理者の変更に係るものを除く。)(住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し))

第十五条 条例第二十三條第五項第五号に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二二四條に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)
- (二) 学校教育法第一三四條に規定する各種学校で十八歳に達するまでの者が入学できるもの
- (三) 社会教育法(昭和二十四年法律第二〇七号)第二十一条に規定する公民館
- (四) 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条に規定する都市公園
- (五) 主として青少年の研修又は宿泊の用に供する施設で別表に掲げるもの
- (六) 公立の体育館、陸上競技場、プール、野球場、サッカー場、テニスコート、武道場及びキャンプ場並びに多数の青少年の利用に供するスポーツ施設で知事が指定したもの
- (七) 前各号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供する施設で知事が指定したもの

第十六条 条例第二十七條第一項の規定により、知事が指定して立入調査等を行わせる職員は、次の各号に掲げる職員のうちから指定する。

- (一) 福祉保健部及び産業労働観光部の関係職員
- (二) 児童相談所及び地域振興局の関係職員
- (三) 少年補導に従事する警察職員
- (四) その他知事が必要と認める職員

(身分を示す証明書)

第十七条 条例第二十七條第一項に規定する身分を示す証明書は、別記第十五号様式のとおりとする。

(指定又は取消しの通知)

第十八条 条例第三十三條ただし書に規定する通知は、別記第十六号様式により行うものとする。

(推奨の申出)

第十九条 興行を主催する者、図書又はがん具を取り扱うことを業とする者、放送の事業者等は、条例第十三條の規定による推

奨を受けようとするときは、別記第十七号様式により申し出ることができる。

附則 1 この規則は、昭和五十二年七月一日から施行する。

2 新潟県青少年保護育成条例施行規則(昭和四十二年新潟県規則第三十一号)は、廃止する。

附則(昭和五十九年規則第四十一号) この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和六十年規則第三十八号) この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則(平成三年規則第四十二号) この規則は、平成三年七月一日から施行する。ただし、別記第三号様式及び別記第四号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附則(平成五年規則第二十九号) この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附則(平成六年規則第二十三号) この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附則(平成八年規則第二十七号) 抄 (施行期日) 1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附則(平成八年規則第六十九号) この規則は、平成八年十月一日から施行する。

附則(平成九年規則第一号) この規則は、平成九年一月一日から施行する。

附則(平成十二年規則第七号) この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表の改正規定 公布の日

(2) 第十條中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に一項を加える改正規定、第十一條の三を第十一條の四とし、第十一條の二の次に一項を加える改正規定及び別記第十六号様式の次に一様式を加える改正規定 平成十二年七月一日

(3) 前二号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成十二年四月一日

附則(平成十三年規則第七十五号) この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成十四年規則第二十一号) この規則中別記第十三号様式の改正規定(「第十三号様式(第八條関係)」を「第十三号様式(第五條関係)」に改める部分を除く。)(は平成十四年七月一日から、その他の改正規定は同年四月一日から施行する。

附則(平成十六年規則第五十七号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年規則第三百三十四号）

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年規則第十一号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年三月一日から施行する。

附 則（平成十七年規則第三十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年規則第九十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年規則第三百三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年規則第百十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年規則第百二十四号）

この規則は、平成十七年十月十日から施行する。

附 則（平成十七年規則第二十四号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年規則第八十七号）

この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。